

令和7年度行政監査実施計画

中野区監査委員監査基準第15条第3項の規定に基づき、令和7年度行政監査実施計画を次のとおり定める。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

(中野区監査委員監査基準第16条第3項の規定に基づく行政監査)

第2 監査の対象

1 監査のテーマ

指定管理者に対する区の管理、指導について

2 監査対象

中野区指定管理者制度ガイドラインに基づく、施設の管理運営状況の確認に関する事務、及び指定管理者制度運用の区の考え方達成に向けた事務の実施状況

3 対象部局(課)

監査対象に掲げる事務を執行している部局(課)

第3 監査の期間

令和7年11月12日(水)から令和8年3月27日(金)まで

第4 監査の基本方針

指定管理者制度は、平成16年4月に保育園2園へ導入されたのを初めとして、令和7年4月現在、福祉施設、スポーツ施設、文化施設など40施設が同制度により運営されており、公の施設の管理運営手法として定着している。長期にわたって区の施設を運営していくにあっては、中野区指定管理者制度ガイドラインで定めた、事業運営コストの最適化や社会の変化に対応した質の高い行政サービスを実現する必要がある。区は指定管理者に対して、適切に管理運営状況の確認、改善指導等を行う必要があるが、これまでの定例的な財務監査や財政援助団体等監査において、改善事項の指摘も散見される。

そこで、中野区指定管理者制度ガイドラインに基づき、区が適切な協議及び運営状況の確認、実績評価と改善指導を行っているか検証し、今後の適正な事業運営に資することを目的として監査を実施する。

第5 監査の着眼点

- 1 中野区指定管理者制度ガイドラインによる施設の運営状況の確認等の事務が適切に行われているか
- 2 これまでの財務監査、及び財政援助団体等監査の指摘項目の改善状況
- 3 利用者の声や第三者評価等を活用した運営状況の評価と、改善、レベルアップに向けた協議が適切に行われているか
- 4 所管部局の管理体制、職員育成は図られているか

第6 監査実施方法

- 1 書面監査
関係部局（課）に対して調査票及び関係資料の提出を求め実施する。
- 2 実地監査
必要に応じて指定管理者施設を選定し、現地にて関係課からの説明を受ける。
- 3 事情聴取
必要に応じて、関係課から事情聴取する。

第7 監査の実施場所

監査事務局ほか

第8 監査の日程

実施計画決定	※ 11月12日（水）
監査実施通知	11月12日（水）
細目通知	11月13日（木）
書面監査開始	12月11日（木）
書面監査終了	1月15日（木）
問題点検討	※ 2月 6日（金）
報告素案（講評内容）検討	※ 2月13日（金）
報告素案（講評内容）決定	※ 2月20日（金）
講評、報告（案）検討	※ 2月27日（金）
報告（案）検討	※ 3月 6日（金）
報告（案）検討	※ 3月13日（金）
報告決定	※ 3月27日（金）
区長提出、公表	※ 3月27日（金）

（※ 監査委員協議会開催予定）